

# 建設水道常任委員会会議録

平成14年8月20日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中川 靖広           ○浅井 正八           小野 隆雄  
吉川 勝義

## 2. 理事者出席者

|        |       |         |       |
|--------|-------|---------|-------|
| 町 長    | 小城 利重 | 助 役     | 芳村 是  |
| 収入 役   | 中野 秀樹 | 総務部長    | 植村 哲男 |
| 都市建設部長 | 鍵田 徳光 | 建設課長    | 堤 和雄  |
| 建設課長補佐 | 今西 弘至 | 同課長補佐   | 川端 伸和 |
| 観光産業課長 | 杉本 正二 | 同課長補佐   | 佃田 眞規 |
| 都市整備課長 | 藤本 宗司 | 同課長補佐   | 永井 克育 |
| 同課長補佐  | 井上 貴至 | 同課長補佐   | 藤川 岳志 |
| 上下水道部長 | 辻 善次  | 上水道課長   | 御宮知恒夫 |
| 同課長補佐  | 佐藤 滋生 | 同課長補佐   | 井上 究  |
| 下水道課長  | 田口 好夫 | 下水道課長補佐 | 谷口 裕司 |

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆           同係長 上埜 幸弘

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）  
全委員が出席されておりますので、ただ今から、建設水道常任委員会を開会いたします。  
始めに町長のあいさつをお受けいたします。

町長 （町長あいさつ）

委員長 次に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、小野委員、吉川委員のお二人を指名いたします。  
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。  
はじめに、継続審査についてを審査することといたします。  
公共下水道事業に関することについてを議題といたします。  
理事者の説明を求めます。

下水道課長 継続審査であります公共下水道事業に関する事について、まず始めに、流域下水道事業の7月末時点の進捗状況であります。竜田川幹線管渠第2号の2の工事「西安堵から割烹松岡まで」は、約35%の進捗率であります。  
次に、竜田川幹線管渠第3号-2の工事「稲葉車瀬の発進基地から割烹松岡まで」は、約48%の進捗率であります。  
次に、中継ポンプ場築造工事は、現在順調に施工されており概ね56%の進捗率であります。なお、当該中継ポンプの設置に伴います機械設置及び電気工事は、それぞれ本年末までに発注される予定と聞いております。  
次に公共下水道の進捗状況についてであります。繰越事業であります、割烹松岡前の流域下水道への接続の公共8号及び、福德自動車前の流域下水道への接続の公共9号は無事完了しています。又、本年に発注しましたコーポ東浦前の流域下水道への接続の公共1号は準備工で約10%の進捗率であります。

次に、服部2丁目の公共2号・3号・4号は、それぞれ約15%の進捗率であります。

次に、歴史的環境整備街路事業であります西里垣内・南側の東西線の公共5号については、準備工に着手している所であります。

次に、下水道の条例関係の内、下水道使用料については、算定基礎である事業費の内維持管理費に資本費の償還元金と利息の2分の1を計上し、1立方m当たり1216円と算定しておりますが、当町と同じ県下の流域関連公共下水道の使用料の状況から、樫原市・明日香村・下市町と同額の1立方m当たり120円と考えています。そして加入負担金については、算定基礎である事業費の内、国庫補助金と起債を除いた金額、いわゆる町の一般財源から算出した額、1㎡当たり約1000円に、供用開始区域内平均宅地面積169mを乗じた金額16万円と算定されますが、過去に検討した経緯等と、経済状況及び、5月と6月の当委員会のご意見を考え合わせた結果、加入負担金を、1戸当たり、10万円にしたいと考えています。

また、下水道の接続に関連する補助制度については、現在、町の補助制度の考え方から、下水道についての補助制度は制定しないことで考えております。

なお、下水道の早期普及を図ると共に、接続して頂くご家庭の急激な支出に対応する為に、水洗便所に改造する工事費に対する融資斡旋制度としては、限度額を50万円程度として、これの完納時には利息部分を、町が支出する事で考えています。

次に、「資料1」について簡単に説明致します。

一般会計からの操入金の推移として、事業認可区域243haを平成22年度に完了し、又、全体の汚水計画区域491haを平成33年度に完了する事を前提に作成しています。

左の欄の17年度を見て頂きますと、使用料120円、加入負担金10万円と16万円を算定しています。次の欄の収益的収支は主に下水の使用料収入と事務経費であります、その右側の資本的収支は下水道事業経費と起債償還額であります。この事から、平成17年度の一

般会計繰入金は加入負担金 10万円では、3億8765万4千円加入負担金 16万円では、3億6965万4千円となります。起債償還残高のピークは工事の終わる33年で96億365万円となり、この時の一般会計繰入金は、加入負担金10万円では、4億8735万7千円加入負担金16万円では、4億3335万7千円となります。

なお、下の欄の36年は、供用開始後20年後のデータであります。また、一番下は20年間の平均であり、一般会計繰入金は、加入負担金10万円では、4億509万円、加入負担金16万円では、3億7509万円となります。この事から、平均で一般会計繰出金は4億円程度が妥当と考えていることから、下水道使用料は1立方m当たり120円。そして加入負担金については1戸当たり、10万円を考えています。

なお、6月11日の当委員会で、委員から、「事業認可区域の内供用開始迄に長い期間を要する地域については、町の単独補助制度により、生活環境の向上と、環境保全を図ってはどうか。」と、ご意見を頂き、研究をさして頂くことと致しましたことにつきまして、県下における合併浄化槽の補助制度の状況及び、現在までの合併浄化槽設置者に対する町の指導状況など色々な面から検討した結果。当町の合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱につきましては、下水道法第4条第1項の公共下水道の事業認可又は、同下水道法25条の3 第1項の流域下水道の事業認可区域については、補助制度を適用しておらず、この下水道事業認可区域であるものの、当分の間、下水道の整備が見込まれない区域についても、国の補助制度の主旨を尊重する立場から、町として単独の補助制度を制定することは難しい状況から、公共下水道の整備を出来るだけ早期に施工するように努めてまいりたいと考えており、ご理解をお願い致します。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 合併浄化槽のことについて2、3質問させていただきます。合併

浄化槽の補助事業としての最初の目的というのは何だったのか。課長の説明では、下水道法ではこういう認可区域についてはするものでないという説明なのですが、私が理解しているのは合併浄化槽を設置していただいて、水質の改善、河川の汚濁を改善する目的があったのではないかと常々思っていたし、本町での補助事業がされたのがいつか忘れましたが、その時の目的は確か河川の汚濁を防ぐという前提の元に事業が開始されたんだと認識しておるのですが、その点について詳しい説明をお願いします。

下水道課長 環境省の関係から通達の中で、事業の目的ということでございますが、この事業は市町村が合併処理浄化槽の計画的な整備を図り、し尿等雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するというところでございます。

小野委員 ということは、下水道法で認可区域はしないでもいいという内容ですね。その認可区域で決定してあればしないでもいいと書いてあるという課長の説明ですね。こういう補助事業の目的というのは、公共下水道が出来てあるという場所、供用開始しているところであれば、そういう河川の汚濁や水洗の改善ということに対して目的が達成されていると、そのように私は理解するのですが。だからこの合併浄化槽の設置の補助というのはいつから始まって、その事業の窓口というのは環境対策課だと思います。だからそういう環境の方での面であって、下水道課の方でそういう認可をしたために、補助を受けられなくなったという人がたくさんあるわけです。しかもまだ前に管も何も入っていないのです。ものすごく不公平さを感じるのです。ですから、いつから始まって、その時点では認可区域は何平米だったのか、第1次だけだったのか、それからいつ2次に拡張をしたのかお聞きしたい。

助 役 この補助制度は平成2年の4月からです。その中で補助制度を維持

しています。事業区域外の不公平性を言っておられますが、この制度は河川等の公共水質、生活排水の保全対策ということが大きな目的でありまして、事業区域外については公共下水道が進まないという考えから、この事業の目的に添って事業区域外を対象に補助事業を行っております。事業認可区域内を早急に下水道の普及を図る努力をすべきと思っています。

小野委員 平成2年という時は確か1次の認可区域も設定していなかったのではないかなと思うのですが、それから確か7年か8年度に243ヘクタールになってくると思うのですが、例えば広がった区域内、その場所で第2次の設定がされるまでに合併浄化槽の補助金を受け取られる事例もあるのではないのか、そういう意味で不公平性とかはあるのではないかなと、ですから国からの補助金はおりてこないとは思いますが、やはり町独自の考え方として、いくらかの補助金を出すべきではないかと考えています。合併浄化槽は課長が説明するように下水道法でそういうふうに書かれてあっても、その事業を始めたときには当町については下水の認可区域というきちっとした定めがなかった時分に事業を始めましたので、その点をもう少し弾力的に考えてもらえないのかと思いますが、その点はどうか。

助 役 先般この合併浄化槽の整備につきまして、吉川委員から補助制度についての考えは出来ないかという質問がございました。その時に調査研究をしたいということの答弁をいたしました。

したがって、町として研究をいたしました結論として、いろんな問題点を整理いたしました。そういうことで1点目として、平成10年度243ヘクタールの事業認可後について認可区域外を対象としている。こういうことを考えますと、平成10年から平成14年度の間に個人負担で設置されている設置者に対し補助をしている浄化槽としていない浄化槽の公費負担の不公平さ生じるということ。

2点目には、13年度を対象として調査いたしました結果、合併浄

化槽を設置された方は121基ございます。この中で補助対象として取り扱った合併浄化槽は21基ございました。100基は補助対象外でありました。従ってこれを基に考えますと、すべてを補助対象といたしますと、たとえば30%の補助として100万円設置費用が掛かれば、1基に対し30万円補助していかなければならないことになり、100基となれば相当な金額になるということから、今の財政については非常に無理があるという考えを持ったわけです。

3点目は、やはり供用開始を早くして、そして早く公共下水道に接続していただくということの努力をしていこうという考えを持っていこうということを考えております。

4点目は仮に区域外も区域内も両方補助対象して実施した場合、公共下水道が設置されて接続された場合、町の費用としては二重投資になるのではないかということから考えますと、町単独では適切な補助執行ではないと考えるわけです。

そういうことで町としては、最終的にはこういう補助体制については非常に問題点が多いということから、今後公共下水道整備について住民のご理解を得て、そして早期接続に努力すると共に、公共下水道の推進に出来るだけの対応をしてまいりたいとこのように考えております。従いまして、区域内を補助対象にするのは難しいということでご理解願いたいと思います。

小野委員

243ヘクタールに認可されたのは何年だったのか。それとその認可される前にその認可区域（2次）、そこに合併浄化槽の補助をされたところがあると思うのです。そこは当然区域外ですから。この認可が243ヘクタール、早くしてほしいというのは私も言うておりました。住民のために公共下水道を早く供用開始できるように進めてほしいと。だけどそれは大分前の話だったと思うのです。それからずっとその区域の人らはまた待っているのです。しかも、公共下水道を供用開始してもらえらるまでに家を建て替えをせざるを得ん人たくさんある。その家々が助役さん言うていただいた、13年度対象にした場合

に合併浄化槽は121基ある。その中で対象外、区域内の人は100基なのです。区域外の人は調整区域とか宅地が少ないところだと思うのですが、そこらは21基、この方たちは公共下水道の区域外ということで補助をされているということですが、その100基の方はそういう補助規定がありながら、認可区域という指定を受けたために補助をもらえないんだと、助役さんが最終的に言っておられた区域内で同じようにするという事は、確かに二重投資という見方もできるかもしれませんが、私は13年度のこういう結果、100基の方がこうして合併浄化槽をこうして設置しておられるのです。聞くところによると建築確認の方で合併浄化槽でしか許可が下りないということを知っているのです。そして片方ではそうして補助制度があって、公共下水道の供用開始が進まない地域の方はそういう補助を受ける権利を奪われているような感じがするのです。その点について、243ヘクタールに認可が拡がった年度と、執行部側で考えていただいた考えに対して逆の見方もあるということをお披露させていただいて、もう一度答弁を聞かせてください。

助 役

まず1点目の公共下水道の認可の年でございますが、60ヘクタールを事業認可いたしましたのは平成3年でございます。そして残り183ヘクタールを認可いたしましたのは平成10年でございます。計243ヘクタールを事業認可として公共下水道の推進に努めているということでございます。

従って、小野委員のおっしゃることはよく理解できるのですが、この合併浄化槽を敷せることによって、敷せた後相当な年数が使われるかもしれません。そして同時にこの121基の中でも細かい調査をいたしました中にはデベロッパーの制度を利用しているというところもあります。それは別といたしましてもやはり設置された場合、後に公共下水道が接続されるについては非常に難しい状態になるのではないかとすることも考えます。我々としては243ヘクタールの中で、早く公共下水道を実施していく、そして住民の理解を得ながら公共下水

道に接続していただける努力、これは議長もおっしゃいましたようにやっていきたいと思っています。

従って、単独助成対象といたしますと相当な費用が要るわけでございまして、苦しい財政の中では非常に難しいということの結論を立てたわけでございます。従いましてご理解を願いたいと思っております。

小野委員 先ほどちょっと言いました建築確認の段階で合併浄化槽の設置を義務づけているのかどうかだけ教えていただきたいと思います。

都市整備課長 はっきりした形での把握はしておりませんが、今現在はくみ取りか合併浄化槽ということになっております。

吉川委員 使用料の関係なのですが、前にもらった資料で先ほど説明される中でも、県下で一番高いのが檀原市、明日香村、下市町、斑鳩町は120円、この1市3町が120円です。もう一度この根拠と、それから他の市町村の算定の基礎となった資料を9月の議会までに取り寄せていただきたいと思います。

この120円の根拠をもう一度お願いしたいと思います。

下水道課長 5月の委員会の時にも委員も見ていただいているかと思いますが、一応60ヘクタールの区域の中で、算定基礎として事業費のうち維持管理費と資本費の償還元金の2分の1を1平方メートル当たり換算いたしまして、1216円ということで出させていただいていることと、県下の使用料の状況これらを検討して120円という形で考えております。先ほども言いましたように算定の計算上では1216円という形で出てきておったわけですが、県下の状況を考慮して120円ということにさせていただいているところです。

吉川委員 県下の状況を把握するのなら、私はまだまだ下げる余地があると思う。一番高いところを取っておられるわけですが、もう少し努力が出来る

ないのか。確かに難しい点があるかと思いますが。

上下水道  
部長

本来下水等の使用料を100%回収しようと思ったら、1立米当たり1000円程度貰わないと採算がとれないというのが現状でございますけれども、交付税等の関係で50%程度の資本的収支を計算しようということで、先ほど課長が申しあげましたように1200円になるという中で、1200円では到底徴集できないということから、県下を見ますと最近供用開始されたところについては、櫃原市、明日香村、下市町は120円ということで設定されているところから、この市町村を見ますと最近されているところなので、120円が妥当であろうと思っています。これを100円にしますと一般会計からの繰り出し金が出てくるということになりますので、我々としてはある程度一般会計からの繰り出し金を少なくするというので、120円が妥当であろうということで試算させていただいております。県下町村で安いところもありますが、当町としては当分の間120円ということでお願いさせていただきます。

県下の料金算定の根拠の質問をいただいておりますが、我々は県下の算定の根拠を調査いたしておりますけれども、的確な調査資料は今のところ手元に入ってきておりませんし、他市町村についても試算しますとかなり高額になりますので、政治判断といいますか、町村の状況を見た中で設定されているのが現状で、特に算定された資料というのはありませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

吉川委員

今の件ですが、私は始めに斑鳩町の場合は2000円ぐらいかかるということで説明されている。それは根拠があるわけですか。その根拠を教えてください。実際に考えたらこれだけ掛かりますよというものを  
出していただきたい。

下水道課  
長補佐

統一的な考え方、算出根拠というのは、今部長が説明したとおりなのですが、基本ラインとしましては下水道財政研究委員会という建設

省の補完団体というようなものがありまして、その中で下水道使用料算定の基本的な考え方という指針があります。各自治体におきましてはそれをベースにアバウトな金額を算定されて、それを先ほど部長が説明された政治的判断若しくは行政等の財政的な判断で決定されているのが状況だと思います。実際その中で基本的に考えられる算定の根拠と言いますのは、大体試算年次というのを設定いたしまして、例えば斑鳩の場合、平成17年に供用開始するということでございます。17年度18年度19年度この3年度におきまして、どの程度供用開始が見込めるかということ推定いたしまして、その推定に基づきまして、まず試算年次間を管渠に関する維持管理費、それと地方債の償還元金相当額、それと地方債償還利子相当額というのを決めていきます。その中で次に検討する数値としまして、試算年次間の総汚水量、この3年間でどれだけの汚水量が発生するであろうかということ次の段階で推定いたします。次に、掛かった財源をこの汚水量で割りますと単位立米当たりの単価が出てきます。次に掛かってくる負担というのが流域下水道の負担金ということが今まで支出している分若しくは17年18年19年の3年間で出て行くであろうという推定される金額が出てきます。それをプラスして算定した金額といいますのが先ほどから説明いたしております、ほぼ2000円になってくるということでございます。そういう形で考えられるのは、その3年間推定される金額、支出されるであろうと思われる金額を総ボリューム、使用量汚水量で割り込んでいくというのが基本的な考え方でございます。

吉川委員　　今説明してもらったのは、先日5月22日の委員会でもらった資料の分ですね。もう1点教えてほしいのですが、先ほど説明の中で17年度これも5月22日に資料もらっているわけですが、水洗化率が15%、18年度には42.5%ということですが、この繰入金の推移で億3,427万9千円で、今度18年度は2億3,700万があるのですが、実際この水洗化率での上がり、27%ほど上がっていますが、これは計算の算定に入るのかどうか教えてほしい。

下水道課長補佐 先ほどこの算定基礎に基づいて算出させていただいているということとを説明させていただきました。その中でも経営分析という部門がございまして、その中で初年度15%、2年目42.5%、3年目62.5%という全国的な平均の伸び、それを算定されております。それを基本にこの伸び率を考えて試算させていただいた結果、今お渡しいたしました資料に掲載いたしております繰入金の伸びになっているということをご理解いただきたいと思います。

上下水道部長 一応この収益的収支というのは、収入があつてそこから維持管理費など支出を差し引きした数字ということで収支した数字。資本的収支も差し引きした数字ということでご理解をお願いしたい。このことから使用量が伸びておつても、17年度18年度19年度になりますと事業費が増えてきますので、資本的支出がかなり増えてきます。収支計算書の差し引きした数字ということでご理解願いたいと思います。

吉川委員 今部長が説明していただいた資本的収支分の明細、今度で結構ですので参考までに見せていただきたいと思います。

上下水道部長 120円の10万円と120円の16万円の2とおりの資料ということによろしいでしょうか。

吉川委員 120円の10万円だけで結構です。

小野委員 加入負担金の案として10万円の根拠について教えていただきたいと思います。確か加入負担金と分担金という考え方があるということで、以前いろいろ議論させてもらって、負担金ということで斑鳩町は進めておりますが、分担金と負担金の考え方の違いと、当時平米当たり幾らという試算をしたと思いますが、平米当たり幾らで負担金を徴収しようという議論もあったと思う。その時も負担金という形で徴集して

1戸当たり幾らにしようということで、当時の平成3年から4年にかけての考え方で踏襲していただいているのですが、ただ金額的に当時8万円という1つの線を出したと思う。事業着工していく地域での説明では口答であっても確か8万円くらいという負担金が必要だと説明をされていた。それは当初の公共下水道を設置していく区域、地域のみ説明であったと思いますが、その8万円という数字は一人歩きを完全にしているのです。それらについて10万円という案を出していただいておりますが、課長の説明で時代の推移とかいろいろなことがあるということも理解できないことはないのですが、行政として一旦数字を出して説明しているということに対してどのようにこれから説明をされようとしているのか教えてほしい。

上下水道  
部長 受益者負担金と加入分担金の考え方ですが、いろいろな組み合わせられ方があります。全国的な傾向を見ますと、単一方式が増えてきている状況でありますので、我々としては、受益者負担金より一律の負担金のほうが望ましいであろうということにさせていただいている。

小野委員 1戸当たり幾らというのは、共同住宅ではどうなっているのか。これらの受益者負担金との考え方の中には当時の財産の評価、下水が完備されている分については評価も上がるということも考慮していたと思う。だから平米当たり幾ら負担してもらおうということも考えられたのです。人数割りということについては使用料である程度補填していくということを考えられますが、先ほどの使用料の件についても吉川委員から質問あった中で、政治的財政的を考慮するんだとアバウトな数値をはじき出してということで、確かに財政的なことを言われたら私らは何も言えないのです。分かっていますから。その中で政治的なことを考えてほしい。というのは自分たちが議会で相談して決定しますと言ってもらっておりますが、それが議会でしか意思決定が出来ないのだからそれはいいのですが、その時に私ら議員が政治的に8万円を10万円に上げてしまったという意味で取られるのではなく、そ

の以前にはじいた数字から、物価はそう上がっていない。それが2万円も上がるのです。だから今まで8万円と説明していたことが、なぜ10万円になるかということの説明が政治的な配慮で出来るのかと出来ないのかという意味が、なぜ前の時に8万円という数字を出してきたのか、10年ほどしたらそれだけ値段が変わってくるのかと、そういう不信感というか、それらを思われるのではないかとということを懸念している。

当初16万円で5月の委員会で言われたとき質問して、町長も配慮しますということで答弁いただいて納得しておったのですが、なぜその数字を持ってこないで10万円というのを出してくるのか。何か少しずつ出しているような感じがするのです。一緒に条例を作ろうとしているのだからそれらについてはズバツと出してもらいたいと思う。

それから当時も話をしたと思いますが、合併浄化槽のことですが、財政的に無理という助役さんの答弁は当たっていると思うし、交付金云々で部長も言っておられた。17年の供用開始ということは、今盛んに合併の話が出てますね。このままの状態で仮に合併した場合に7町の負担金を取っているところと取っていないところがある。それらについてもどのように考えていくのか。14年度中に下水の供用開始に向けて条例の制定をすべきだというような議員からの一般質問を捉えてこの委員会で条例を制定しようという答弁をされているからこういうように整備をやっていくのだけれど、私は17年度という区切りがあるのだったらまだ先でも十分間に合うと思う。決定されてこの委員会で盛んにやっていて、またやめとけというのはおかしいけれど、この議論をしていくのがものすごくむなしいような感じをしてる。4年から5年かけてやったのと同じことだと思う。まして今市町村合併のことも視野に入れていったら、なぜ一生懸命にやっているのか、議論しても意味ないのかなと思ったりもしているのですが、是非とも広域七町の実態の数値を出してもらいたい。それからもし市町村合併をしていった場合にはどうなっていくのか、それと合併しないでこの

まま17年の供用開始を迎えたらこれだけの金が要るのですよと、これだけ負担掛かるのですと住民にはっきり示してほしいと思うのです。それらについて総合的に答えていただきたい。

助 役

1点目の先ほど議長から言われております、当初は加入負担金が8万円ということでした。その8万円が10万円に変わったということについての説明をどうするのかということですが、先ほど担当部長から説明いたしました、当町といたしましては加入負担金については都市計画法の57条でし、分担金につきましては地方自治法で規定されております。こういうことがございますから、それに基づいた負担金をいただくということになるわけですので、双方ともに利益を受けた者から受益の限度内においてその一部負担をお願いしたいと思っているわけです。そうした考えの中で、やはり当初は8万円と考えておったわけですが、先般議長からのご指摘を受け、町長は16万円にはこだわらないということをおっしゃられます。そういう中で我々としても、加入負担金の問題について研究を重ねたわけですので、従いまして、先ほど説明を申しあげましたように、使用料120円、そして加入負担金を10万円ということを決めたわけですが、これは財政的に見て4億円以上は一般財源から出せないということをお考えすると、資料にも示しておりますようにやはり加入負担金は10万円すれば、使用料は120円ということになるわけですので、こうした理由は当初予定していたときよりも供用開始が非常に遅れた、またその間社会情勢も非常に変化してきた。先ほど物価は上がっていないということをおっしゃっておりますが、いろいろな面に対する社会の状況が変化してきた。こういうことを考えた中で再度精査をし、そして研究をし見直した結果、使用料120円と加入負担金10万円ということをお示し、説明をしてきたところであります。

やはり今後、公共下水道につきましては相当な研究・精査が必要であるわけですので、そういうことから考えますと、住民にご理解願いながら進めてまいりたいと考えております。

また我々はこの条例につきましては、平成15年3月31日までに制定すると言っておるわけでございます。議会の改選もあるということもでございます。そういうことを含めながら14年度中には条例を制定いたしまして、そして住民に周知徹底を図ってまいりたいと考えています。また合併等の問題についても種々問題はございますが、これは合併が進んでいく中でどういう形になっていくかということが決められていくであろうと思います。

我々としては委員会に十分ご相談、ご理解の上、使用料、加入負担金を決めてまいりたいと思います。

小野委員 前に示していただいたかと思いますが、広域7町での使用料と負担金なり分担金など使用料以外に要る費用をお願いしたいと思います。

上下水道  
部長 広域7町の関係ですが、まず県下受益者負担金ということで、前回資料を出させていただいております。王寺上牧河合については受益者負担金は徴収されておられません。平群町は現在検討されております。三郷町については平成4年の供用開始以前の居住者については10万円と消費税で10万5千円、その後の居住者については21万円ということでございます。安堵町については現在検討しております。斑鳩町の動向を見守っているということでございます。

使用料につきましては、王寺町が10トンまでは基本料金800円、11トンから増えるごとに100円ということでされています。上牧町は84円、河合町は80円、三郷町については100円ということでございます。

小野委員 王寺町のように細かい計算の仕方があるということが分かるように整理してほしい。もう一度広域7町だけで結構ですのでお示し願いたいと思う。

先ほどの負担金の問題については、前回も前々回も他の財源を使って、例えば河合町はそれらを出しておられるということですので、そ

れらについて後2万という数字は私は可能ではないかと思う。なぜ10万という数字を出したのかということにたいしては理解しにくいです。そのことだけ申しあげておきます。

それから、この前から下水道を進めていく上での測量設計を何本か出していただいておりますが、いつも思っているのですが、それと同じ場所を水道の方で測量業務を出しておられるのです。それも割とい値段でしておられますし、それはそれで下水からの発注の仕方と下水からの発注の仕方です。ポイントポイントがありますから一緒に出来ることは出来ないと思いますのです。ただその同じ分野の中で活用できる範囲がどこかにあると思うのです。それらについて全く活用できる部分がないのかどうか、そういうことを精査されたことがあるのかどうかお聞きしたい。

上下水道  
部長 下水の測量設計の測量図面については全部活用させていただいております。平面測量が出来たということの中で発注はさせていただいたということで、ダブることはございません。それと町の道路整備等で測量された分についてもそれは活用させていただいております。

小野委員 そしたら下水で平面測量を全部した資料を水道の方へ回していつて、その後補足せないかん部分が出てきますので、それらについては平面測量を水道の方へ入れていると理解してよろしいですか。

上下水道  
部長 そのとおりです。

委員長 北葛の河合町王寺上牧は加入負担金ゼロということですが、一般会計からどれくらいの負担をしているか分かりますか。

上下水道  
部長 細かい数字は持っておりませんが、王寺町で6億円・・・、かなり増えてきて財政的に苦しいということをお聞きしております。

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。

次に、町営住宅建設についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長

6月17日に本体工事の仮契約を締結いたしまして、6月21日の議会最終日におきまして議会の議決をいただき、本契約となったところであります。これに伴いまして別途分離発注いたしました電気工事及びエレベータ工事につきましても同一契約を締結したところであります。本体工事につきましては(株)清水組建設斑鳩営業所、請負金額4億740万円であります。電気設備工事につきましては松田電気工業(株)請負金額3,465万円でございます。エレベーター工事につきましては東芝エレベーター(株)関西支社、請負金額が1,942万5千円でありました。工期は何れも平成14年6月22日から平成15年6月30日までであります。工事の進捗状況につきましては、7月5日に施工業者によります安全祈願祭が挙行されました。8月20日の進捗率は本体工事1%でございます。電気設備工事については8%、エレベーター工事については1%であります。また本日より基礎杭の機械の搬入の立て込みが終わりまして、本日から杭の打せきに入るところでございます。

なお地元対応といたしましては、今年の3月9日の三代川自治会の地元説明会におきまして業者が決まった段階におきまして、工事着手前に説明会を約束しておりましたことから、自治会長と日程の相談を行った上で7月21日の日曜日に町及び本体工事の施工業者であります清水組建設、設計管理の内藤建築によりまして説明会を実施いたしまして地元から26名の参加をいただきましたところであります。説明会では工事の施工計画に基づきまして、1つとしては囲いの高さの仮囲いの設置をすること。また工事の施工時間帯につきましても午前9

時から午後5時までとする。土曜日曜祝日等については工事を行わないという意向であります。また安全対策といたしましては、工事場所の出入り口に交通誘導員1名を常駐させる。また車両等が頻繁に出入りする際には増員いたしまして安全誘導に努めることといたしております。また工事責任者が現場事務所に常駐いたしまして、近隣からの苦情等につきましては責任をもって対処するというところでございます。それから近隣に対しまして週間工程表等につきましては事前に配布させていただくということでご理解得たところであります。また北側8件につきましては工事施工前の家屋調査といたしまして、8月3日から5日にかけて実施したところであります。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小野委員 町営住宅のことで少しお聞きしたいのですが、先日長田・追手の選考委員会があったと思うのですが、また1件の方が辞退された。昨年も2戸当選れて辞退され、ものすごく目立つのですが、昨年も聞かせてもらったと思うのですが、どういう理由なのか。審査会開いて募集要項に則っているという判断の元で抽選していただいて、そして当選された方が入居せずに辞退ということが続いているのですが、何か原因があるのかなと思う。担当としてどのように考えておられるのか。

建設課長 前回募集いたしまして、6月14日に公開抽選を実施いたしました。その内長田団地の入居者の方で102号室の入居者がおられます。その方につきまして6月20日付で入居者の辞退届の提出をいただいたものであります。内容につきましては、ご主人が申し込みされた後、抽選をするまでの間で入院をされました。これは現在も入院中であり、ます。そういった関係で聞きますと、どうしても身体的に難しい状況であると退院後も車椅子生活が余儀なくされるということがございます。申し込みされた場所につきましては階段等もございまして、今現在そういう形で申し込みを辞退されたという状況でございます。今回

こういった形で1人の方が辞退されたことによりまして、補欠者であります方を入居者に決定いたしまして、15日に入居されたところでございます。そういった関係で申し込みされた時点とその後における家族状況が変わったということでやむを得ないということの判断をいたしております。

小野委員 長田の建設当時の西の方で段差がきつすぎるということで、施工の時も話があったと思うのですが、そういうことで辞退されるというのは利用しにくい住宅ではないのかなと思う。今は立て替え事業でずっと進めておられますが、追手2についても長田についてもそういう点を改良していくという気持ちはないのかと思うのですが、その点はどうですか。

建設課長 特に最近バリアフリー化ということを色々言われておりますし、住宅についても検討した経過がございます。斑鳩町が今日まで建て替えをしてきた住宅については階段方式という形を取り入れまして進めてきました。その中で当時エレベーター関係についてはまだまだ補助対象としてはなかった。そういった関係で中層という形で3階建てで来ておりますし中層については、その当時エレベーターの設置については補助対象されなかったということがありまして、町としても一般住宅という位置付けからエレベーターの設置を考えてこなかったということでございます。そういった中で今現在バリアフリー化ということが言われておりますので、そういったことについて検討もしてきました。検討する中で今回建てている計画書の提案については学校の形のような廊下方式という形ですので、その階全体の方がそれぞれエレベーターを利用していただくという形でできます。しかし今までつくっております長田団地におきましても追手2におきましても階段方式ということで、それぞれのその階段のある両側の方がおられまして、追手2で言いますとその階段がそれぞれ3箇所ございまして、エレベーター設置については構造的にも難しい状況です。特に健常者であればそう

問題ないと思うのですが、高齢者なり障害者に対してはなかなか利用については難しいかなと思っておりますが、今の段階としては工法的に設置については難しい構造になっているのが現状であります。

小野委員 長田団地ではそういう改造は無理だと思う。だけど長田が竣工した当時もあれだけの段差があるところは難しいという議会からの質問もあって、その当時確か足の不自由な人、2階3階へ上がるのが大変な人に当たったら1階へ変わってもらおうと、ただ長田について言えば1階へ登って行くところにも段差がある。そこらのところを変えるという形のものが考えられると思う。常に利用者の利便性を図るという意味でも、また管理面でもいろいろ検討して行ってほしいと思う。その点はどうか。

建設課長 今ご指摘いただきました関係についてもそうですし、また管理面全体を含めまして、特にご指摘いただいているその1階部分についてスロープで可能かどうかということもあります。こういったことについて我々としても設置が可能かどうかということ調査検討して行きたいと思えます。もし可能であれば我々としても実施に向けてやっていきたいと考えています。

委員長 これをもって質疑を終結いたします。  
本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。  
暫時休憩します。（午前10時34分）

委員長 再開いたします。（午前10時50分）  
次に、9月定例議会提出予定議案についてあらかじめ説明を受けることにいたします。  
始めに、平成14年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第2号）について説明を求めます。

上水道課  
長

(別紙資料により説明)

委員長

説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

( 質疑なし )

委員長

次に、平成14年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についての説明を求めます。

下水道課  
長

9月議会に予定しております議案についてであります。公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、工事番号公共第6号であります。法隆寺の西大門から富の里まで約190mは、国指定の重要文化財である土塀に隣接する事から、この貴重な文化財に影響を与えないように推進工で施工する事とし、8月29日に13社による指名競争入札の予定であります。この結果により、9月定例議会に請負契約の締結についてを議案として提出し、議決を頂きたいと考えています。

委員長

説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

吉川委員

前から指摘しているわけですが、地元神南では水道管工事とかいろんな工事をやられる。その中で公共下水道管の工事を先にやって、遅くても22年まではやるということなので、それを優先してそういうところをやれないのかどうか、特に神南地区における配水管工事について、今度下水管工事をやられるときに今の工事をまたやり直しをせんようなことになる。無駄なお金を使うことになる。そこらをどう考えておられるのか。特にガス管とか配水管、水道管等、下水道管との

関係、電気工事も一緒ですが、これが次の22年までには工事をやりたいという下水道管とどう関連していくのか、その辺今言って今というのは難しいので、計画がある時点で考えるべきだと思うのですが。

上下水道  
部長 公共事業をされる場合については、下水道管を優先的に計画しているということで、今回の歴史的環境整備につきましても町が工事を計画されているところに、工事を一体化させていく計画をしております。  
昭和団地につきましては現在建設課と水道の方で協議させていただいております。

吉川委員 難しい問題もあると思うが、これを仮に個人で会社やられる場合だったら、絶対併設してやって行かれると思う。もう少し前からお願いしてますように、舗装工事にしろ舗装したら直に掘り起こしてやっておられるような状態です。私はそこらを町が率先してやっていくようにすべきだと思う。町も予算の関係があると思いますが、そこを乗り越えて相手の立場に立ってやらないと事業は進んでいけないと思う。今後そういう工事については最善の注意を払っていただいて、他に工事があったら一緒にできるものはやり、また先行投資でやっておいた方が経済効果があると判断した場合には、町が率先してその方向でやってもらうようにお願いだけしておきます。

小野委員 8月29日入札ということですが、これは当初からの議案となるのですか。

総務部長 そのように計画をいたしております。

小野委員 13社の指名競争入札ということですが、指名するからにはたくさんの方が透明性とか競争原理が働くということで良いことだと思うのですが、推進工法ということで、この13社のうち町内業者は何社指名されるのですか。

助 役 町内業者はA級5社でございます。

委員長 以上これら予定議案については、9月定例会に提出が予定されているということで、本日はあらかじめその概要の説明を受けたということで終わっておきます。

続いて、各課報告事項の（1）観月祭についての報告を求めます。

観光産業課長 毎年9月22日に開催いたしております太子ロマン斑鳩の里観月祭ということにつきまして、本年も9月22日日曜日になりますが、午後6時30分から上宮遺跡公園におきまして開催をさせていただき予定で進めさせておるところでございます。なお、演劇につきましては能楽「巴」、狂言・仕舞い「白楽天」「笹原の段」この3仕舞いを予定させていただいているところであります。

委員長 説明のあったことについて、何かお聞きしたいことがございますか。

小野委員 あるところから聞いたのですが、来年からこの事業を見直しという案をお持ちということを知りましたが、そういうことはあるのですか。

都市建設部長 観月祭につきましては、毎年実施させていただいておりますが、経費的にも300万くらいの経費がかかります。定着してお客さんも多いのですが、毎年やっていくのもどうかということで、今後予算編成等に向けまして検討していきたいという考えはあります。

小野委員 偶然それを知ったのです。どういう状況の時に質問があって、どういうことを話されたか知りませんが、その質問された方は来年から中止だという意見を持っておられる。それは議会と何も話がないのになぜかなと、なぜそういうときにそういう話をされるのか不満なのです。

能が定着している一番最初が観月祭なのです。300万規模の予算

ということでカットしたいというのはあまりにも短絡的ではないかと思  
います。その点も今後委員会で検討してもらったらいいと思  
います。JRともタイアップしてもらっているし、協力もしていただ  
いている。簡単に300万の費用がしんどいから止めるという発想自  
体が甘いのではないかと思  
います。

助 役 観月祭の薪能なんです、全て止めるということではなく、一時中  
止するという、永久的に止めるということではありません。この  
ように理解してほしいと思  
います。

小野委員 あの舞台を預かってもらっているのだと、専属に斑鳩ものとしてそ  
の舞台があるように聞いているのですが、その時の経費類については  
どうなっているのか。それが一時的に止めることによってどうなるの  
か教えていただきたい。

都市建設 春日さんの方からお借りしているという形で聞いております。  
部長

小野委員 一時的に中止しようということなんです、こういう事業について  
一旦見直して休止した場合、今度復活する場合はまたものすごいいろ  
んな面もでてくるだろうし、定着しているということは、JRのタイ  
アップとかいろいろ出てくるのだと思う。今度のことを考えたら規模  
を小さくしても存続していく、これは斑鳩町に定着した観月祭である  
ということで、心待ちにされている方もたくさんおられると思  
いますし、年間行事に入れておられる方もおられます。だから一時的にし  
ろ休止するという考えについては慎重にやってもらいたいと思  
う。

委員長 次に、(2) 斑鳩の里ふるさと秋祭りについての報告を求めます。

観光産業 今年度の斑鳩の里ふるさと秋祭りについての開催についてでありま

課長 すが、10月12日の土曜日、法隆寺門前自動車駐車場及びその周辺で実施することに実行委員会で決定していただいたところです。また太鼓台の参加につきましては龍田3地区、法隆寺5地区の計8台が参加していただくことになっております。また当日は町内の6箇所の幼稚園及び保育園の方で手作りみこしの参加、そして自治会内で所有されております子供みこし等につきましては、現時点で3自治会から参加の申し込みをしていただいております。

また本年5月に神輿を寄付していただいておりますところから、この活用につきましては女性みこしとして活用していこうというところから、参加者を9月広報で募集したいと考えております。また太鼓台の運行計画や出店イベントの内容、交通安全の関係等につきましては各部会で随時協議あるいは検討を進めていただいておりますところであり

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

浅井委員 太鼓台はどれくらいの費用がかかりますか。

観光産業 全体の予算といたしましては500万円を計上いたしております。  
課長 その中から太鼓台につきましては1台15万円の参加料として支払うことにしております。

委員長 次に、(3)第1浄水場整備についての報告を求めます。

上水道課 生物接触ろ過池、活性炭ろ過池ともに土木・建築・付帯工事については完了しております。一部分の電気・機械設備工事が残っている状況で、さらに試運転期間中の原水を有効利用するために、新浄水場施設との配管工事を完了しているところであります。このことから工事進捗率は64%となっております。

今後の予定としましては、8月22日の新受電施設から通電をし、

8月末には生物接触ろ過池、活性炭ろ過池の電気・機械設備関係の動作確認のチェックを行うとともに高度浄水方法による新浄水方法の試運転に移行し、水道水として適合する水質となるまでの期間として約2ヶ月間を予定しているところであります。

水道水としての適合する水質となれば、保健所への手続きを得た後、新施設からの供給開始を始め、旧施設の撤去と天日乾燥床等、残りの施設の整備に取りかかる予定です。今後とも安全を心がけ努力してまいります。

また来月の9月の委員会には現地視察をしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 次に、(4) 渇水対策についての報告を求めます。

上水道課 本年春から例年に比べて降水量が少なく県営水道の水源の各ダムの貯水量は厳しい状況でありました。6月26日から県営水道の10%カットの第1次給水制限が実施されたわけです。このことにより、本町では渇水対策本部を設置し、水道水の渇水による不足の事態に備え、被害を最小限に回避するための対策を検討し、広報車による節水広報や大口需要者への協力をお願いしてまいりました。

その後もまとまった降水がないため、7月5日より30%のカットの第2次給水制限が実施されました。自己水源を最大限活用しても水不足となることから節水チラシの各戸配布など節水広報の強化を行うほか、県からの協力要請もあり、町民プール及びいきいきの里の風呂について、県関係プール等が閉鎖される7月8日から歩調を合わせ休止するとともに、小中学校のプールも9日より休止し、節水にご協力いただきました。

その後台風6号及び7号の影響により、ダム貯水量が回復したことにより、7月16日給水制限が一時的に解除されました。このことにより、翌日から休止していましたが町民プール、いきいきの里の風呂、学校プールについては再開でき、全体的には大きな被害はございませんでした。

しかしながら、県においては夏の水需要が増加する時期を迎えることやダムの状況を踏まえ、県の渇水対策本部は存続されております。斑鳩町についても渇水対策本部を残してまいったわけでありまして。

一時解除後、まとまった降雨がなかったことから8月9日受水市町村担当者会議を開催され、このままの天気であれば8月16日から10%の取水制限を受けているところではありますが、斑鳩町には10%の給水制限がありますが、住民の皆さんに影響のないよう努力しているところでもあります。

委員長 報告のあったことについて、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長 以上、これら各課所管に関する事項についても、説明、報告を受け、了承をしたということで終わっておきます。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

吉川委員 直接この委員会に関係ないので申し訳ないのですが、西憩いの家と町民プールから真ん中に駐車場があるわけですが、水たまりが出来て教育委員会へお願いしてやってもらったのですが、また水が溜まっているような状態です。ここの整備を町道との関係の溝というか、それも含めて整備をお願いしたいのですが、どうお考えか。

もう1点、町道の上に廃車になった自動車があるわけですが、警察の言われることも解るのですが、町道の上にあのくらい長い間停めて

おいていいものか、私が指摘しているのは西小学校の正門の前なんです。それが何ヶ月もおいてあるわけです。建設課の事情はよく解るのです。警察へ行ってら張っておいてくださいと言って、現在張っておりますが、仮に頻繁に車が通るところだったら放っておきませんやろ。町としてどう考えておられるのか。前にも大麻街道からまっすぐ下りたところの堤防線のところに黒い車が放ってあった。言いますと同じような言い方をされたので、私早速警察にも言いましたし、町道に止められたらたまらんと、そうでなくても昭和団地の駐車の問題でいろいろ苦慮してもらっているわけです。こんな長い間放っておいてもらっていいものかどうか。町はもっと町道の管理上考えるべきだと思いますし、警察へも強固にその処理方について措置をお願いしたいのですが、考え方をお聞きしたい。

建設課長 西小学校の正門の前の路上駐車の問題ですが、これにつきましては7月14日に確認を行いまして、その状況としてはその車に移動のチラシを張っております。この件につきましては移動の時期につきましては警察とも相談しているのですが、2カ月ほど周知してそれで移動がなければ、町の方で移動するという形で現在進めております。ですから1月あまり経っておりますが、そういった状況で今現在処置をしているところです。今ご指摘のように確かに2カ月放置しているという時期的な問題もあるのですが、今現在そういった状況でありますのでご理解願いたいと思います。

それから西憩いの家と町民プールの間の水たまりについては、場所の確認をさせてもらって対処していきたいと思います。

吉川委員 7月14日からだと1カ月ぐらいですが、もう3カ月以上も置いてあるわけです。環境対策課から環境対策について地元へいろいろな説明また協力要請をして、地元へ話し合いに来られた。その時点で指摘されているわけです。それが未だにどけられない。私が思うに環境対策課もこのことではないけれど、環境対策課もパトロールをしてもら

っていますね。建設課もパトロールしてもらっています。3カ月も放置してある車、それもナンバーのない車をどないも出来ないということでは何を考えているのか言いたくなるわけです。特にパトロールしておられる中でこういう問題を解決して指摘をしてやるのがパトロールの効果を上げる要因だと思うのです。もう少し迅速に措置をしてもらいたいと思う。

委員長        それに関連して、今放置している車処理するのに費用はどこから出るのですか。

総務部長        これについては、それに掛かる費用すべてではなかったと思いますが、自動車の販売の関係のところから寄付という形でもらった経緯があります。今でもそういったものがあると思います。

委員長        廃車するときに抹消謄本というのが上がってきますが、抹消謄本に所有者の裏に名前が入ってきますが、そのところにきちっと請求してもらわないといけないと思います。何でも廃車してスクラップ屋へ持っていくのにお金がいるから道ばたに放っておいていいやと、それで処分してくれはる。それでは具合が悪いと思います。その辺所有者まで探して行くのかどうか。

総務部長        本来はそういうことではありますが、なかなか追跡が難しい面もあるわけでごさいます、実際車の刻印も削られている場合もありますし、出来ないということがあります。おっしゃられている意味のことはよく解りますが、そういった中で努力してまいりたいと思います。

小野委員        次の時で結構ですが、5か年計画の進捗状況であります、今までいただいていた分については路線ごとに何年度にやりますとかということなんですが、もう少しわかりやすい今こういうことで止まっているのだとか、委員会でも決定された時点から1回も地主さんに交渉に

行っておられない路線もあると思います。だからそういうところも含めて整理した書面をお願いしたいと思う。

それから、下水道の測量設計の件なのですが、路線を測量されている中で、底地の権利関係を調査されていると思います。私道へ施工する場合はその方の同意を取っておられると思います。その私道とはっきり分かってある分についてはそういう措置をされていると思いますが、一番心配しているのは町道認定されていて底地がまだ整理されていないと、そういうところ、タンゴ道の中にも以前から指摘している場所がある。いろいろ登記のことで話をするときには建設課では底地が誰々の者になっているから早急に移転をお願いしに行ってもらいたいと、その時だけでその後ぜんぜん動いておられないと思う。また下水を入れていく中で、また同じようにして放ってあるのか、ここは町道だから底地まできちっと調べていないと、そういう扱いされているのだったら早急に改めていただきたいと思う。その時を捉えて町道の範囲の底地を整理していってほしい。

もう1点、西里の歴道の整備ですが、このことで疑問に思ったことがあります。町が法隆寺を中心とした観光客の流れをどのように踏んでおられるか。当初は藤ノ木へ向かってのこの歴道整備ということで、いろいろ考えておられたのですが、観光客は法隆寺の南大門から入って行ってそれから中宮時の方へ行くのです。東へ行くのです。そしてこの歴道を整備していますが、藤ノ木へ来られる観光客は歴道が出来たからといってこっちへ来るのかなど。法隆寺を見学に来られる方は南大門から入って東へ行って駐車場へ帰ってこられる。藤ノ木はあるけれど何も行かれないのではないかなど、すごく心配をしています。資料館やいろんな整備が出来たとしてもなかなか観光客の足というのは1つの方向しか向いていかないと思いますが、その点についてどのように観光客の流れっていく方向を考えておられるのかお示し願いたい。

課長 にあたりましては、法隆寺そして藤ノ木という道筋としての整備をしていくということで今進めているのですが、ご指摘いただいているように観光客の流れが逆ということですが、1つの新たな藤ノ木という全国に知れ渡った史跡でありますので、そこへ導く1つの道路として整備していく。また西大門から藤ノ木という周遊するルートも考えてはどうかというようなことで内部でも検討しておりまして、1つの新たなルートという考え方も出来るのではないかと考えておりますので、1人でも多くその道路を利用していただきたいと考えております。

上下水道 下水道管の埋設についてですが、基本的には町道に埋設するか、測量するときには全部権利関係を見させていただいております。町道に部長 占用するときには建設課と十分協議して行きたいと考えております。

小野委員 観光客の足を西へ向けてもらおう。今第2分団詰め所からの整備をしておられますね。西里の南側を歩いて行くと、そこからループ式に同じ道を帰ってもらうということについては難しいところがあると思う。西の門から抜けてもらって西里の北側の道を取る。メインはやっぱり法隆寺の金堂とかあるところだと思う。どうしても藤ノ木に比べて中宮寺の方が有名ですから、そこから藤ノ木へ足を延ばす人は少ないのではないかなと思う。藤ノ木の整備の仕方にもよると思いますが、もう少し考えてみてもいいのではないかなと思う。もう少し総合的に考えた事業でやって行くべきだと思う。そしたらもっと歴道を生かす方法を何か考えていかないといけないと思う。課題として検討していただきたいと思う。

それと下水の町道を占用してということなんですが、この考え方の中に町道というのは底地が個人地であっても町道認定してある幅については町道なんです。だから当然個人地があっても相続人の承諾をもらう必要がない。町道を占用している。ただ権利関係で言えば、そのものについてはその人も町道に提供しているとはっきり思っておられるのです。だからこそそういうところが建設課の方で解りますので、

以前参事制度を取ったときにはそういうところを全部挙げてあったはずだから、そういう路線に来たら、わざわざその人にもらいに行くより寄付をどんどん進めていく、その方が将来的に考えても良いはずで  
す。そういうことを一切しておられないと思う。たとえば町道の明示  
を受けるときに個人の土地があればその人の承諾ももらえという、そ  
ういう扱いをしているのです。そういうことは重点的にやるべきだと思  
う。

私は以前登記のことでいろんな問題があったから、権利関係のことは  
どうなっているのかといつも追求していましたが、今は職員の方  
が法務局へ申請していただいているみたいですが、一生懸命に頑張  
っているということは分かっています。ただもう少し勉強してもらい  
たいというところはある。特に相続とかそういうことがある場合は限  
度があるみたいに思いますので、その点の改善方法も考えてもらいた  
いと思う。

下水を入れる段階でのそういう町道整備、権利関係の整備について  
担当課としてはどう考えているのですか。

建設課長 我々道路を管理する上でそういった路線の確認をしながら、1つず  
つ本人と確認しながら、未登記の関係について表示をしていきたいと  
いうように思います。権利関係の中でいろんな問題点はありますが、  
そういったことを含めて確認しながら寄付をしていただくように努力  
していきたいと思います。

小野委員 そしたらこの前下水から発注していただいた測量設計は何筆くらい  
あったのか把握しておられますか。

上下水道 今作業中で把握しておりませんが、その辺把握して建設課の方と協  
部長 議させていただきます。

委員長 その他についてもこれをもって終了いたします。

本日の案件については、これをもってすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役のあいさつをお受けいたします。

助 役

( あいさつ )

最後にこの委員会とは直接関係ございませんが、いわゆる住民基本台帳ネットワークシステムについてでございます。これの住民票コードの通知を昨日各世帯に郵送させていただきました。この通知は配達記録付郵便ということで、受け取りにはサインをいただいております。これについては謝らなければならないわけでございます。先ほど住民生活部長から聞きますと、議長並びに厚生委員長は知らなかったということでございます。この件については非常にマスコミも騒いでおります。そういうことも含めまして適切に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

委員長

これをもって閉会いたします。(午前11時50分)